

摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

令和2年11月25日

摂 津 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

令和2年11月25日（水） 午前10時1分 開会
午前11時5分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	渡辺 慎吾	副委員長	村上 英明	委員	塚本 崇
委員	弘 豊	委員	檜村 一臣	委員	光好 博幸
議長	森 西 正	副議長	水 谷 毅		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村 良夫 総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡 長子 同局次長 溝口 哲也
同局主幹兼総括主査 香山 叔彦 同局書記 速水 知沙
同局書記 織田 裕太

1. 案件

- ・ 令和2年第4回定例会審議日程及び議事日程について
- ・ 認定第1号 令和元年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前10時1分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

皆様方には、令和2年第3回市議会定例会及び決算審査に係る委員会に引き続きまして、令和2年第4回定例会を控え大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

来る11月30日に開催されます本会議におきまして、予算案件7件、条例案件8件、その他案件4件、計19件の議案提出を予定いたしております。

それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○渡辺慎吾委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会署名委員は塚本委員を指名します。

第4回定例会の提出議案の概略説明を受ける前に委員の皆さんにお伺いさせていただきますが、本日、認定第1号、令和元年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件に係る議会費の審査の後、議会運営における新型コロナウイルス感染症への対応について協議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 それでは、そのように決定いたします。

第4回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 改めまして、おはようございます。

それでは、令和2年第4回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、議案第81号は令和2年度摂津市一般会計補正予算(第7号)でございます。

本件は、現計予算額477億4,164万円に補正額1億2,087万5,000円を追加し、補正後の予算額を478億6,251万5,000円とするものでございます。

その内容につきましては、歳入におきましては、補正財源の調整により財政調整基金繰入金を増額いたしております。

歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症対策の市独自施策を追加で講じるものとして、検体採取補助金の拡充や中小企業者雇用継続支援金の支給などを計上いたしております。

次に、議案第82号は令和2年度摂津市一般会計補正予算(第8号)でございます。

本件は、現計予算額478億6,251万5,000円に補正額3,687万7,000円を追加し、補正後の予算額を478億9,939万2,000円とするものでございます。

その内容につきましては、歳入におきましては、国民健康保険の保険料軽減に係る国庫負担金及び府負担金を増額するほか、大阪府が実施するインフルエンザ定期接種の自己負担無償化に伴い、予防接種自己負担金を減額し、府補助金を増額するものなどでございます。

また、補正財源の調整により財政調整基金繰入金を増額いたしております。

歳出におきましては、期末手当の支給率引き下げ、人事異動などに伴う人件費に係る補正のほか、大阪府が実施するインフルエンザ定期接種の自己負担無償化に伴う

予防接種委託料の増額や国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金などを計上いたしております。

債務負担行為といたしましては、コミュニティセンター指定管理料など5事業について追加するものでございます。

次に、議案第83号は令和2年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

本件は、収益的支出におきましては、現計予算額19億8,877万4,000円から1,396万3,000円を減額し、補正後の予算額を19億7,481万1,000円とするものでございます。

また、資本的支出におきましては、現計予算額16億3,633万5,000円から238万5,000円を減額し、補正後の予算額を16億3,395万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、期末手当の支給率引下げ及び人事異動に伴う人件費などの補正でございます。

また、債務負担行為では、給配水管維持管理事業など3事業を追加いたしております。

次に、議案第84号、令和2年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、収益的収入におきまして、現計予算額37億6,780万3,000円から11万7,000円を減額し、補正後の予算額を37億6,768万6,000円とするほか、収益的支出におきましては、現計予算額35億8,067万4,000円から418万円を減額し、補正後予算額を35億7,649万4,000円とするものでございます。

また、資本的支出におきましては、現計予算額50億1,409万6,000円から32万円を減額し、補正後予算額を50億1,377万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、期末手当の支給率引き下げ及び人事異動に伴う人件費などの補正でございます。

また、債務負担行為では、公共下水道管理事業など2事業を設定いたしております。

次に、議案第85号は令和2年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

本件は、現計予算額98億9,188万3,000円に補正額554万円を追加し、補正後の予算額を98億9,742万3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入におきましては、保険料を減額するほか、保険料軽減に伴う繰入金などを増額するものでございます。

歳出におきましては、期末手当の支給率引下げ及び人事異動に伴う人件費を計上いたしております。

次に、議案第86号は令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本件は、現計予算額72億8,942万5,000円から補正額610万9,000円を減額し、補正後の予算額を72億8,331万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、期末手当の支給率引下げ及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

また、債務負担行為では、要介護認定調査費用を追加いたしております。

次に、議案第 87 号は令和 2 年度摂津後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

本件は、現計予算額 12 億 2,839 万 6,000 円に補正額 2,121 万 8,000 円を追加し、補正後の予算額を 12 億 4,961 万 4,000 円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入におきましては、特別徴収保険料の増額、普通徴収保険料の減額のほか、一般会計繰入金の増額などを計上いたしております。

歳出におきましては、システム改修委託料及び広域連合に対する納付金の増額を計上いたしております。

次に、議案第 88 号は摂津市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、副市長の定数を二人に変更するため所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和 3 年 4 月 1 日といたしております。

次に、議案第 89 号は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、一般職の職員の期末手当の支給割合を改正するため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、本条例第 1 条におきまして、職員の令和 2 年 12 月期の期末手当の支給割合を 1.3 か月から 1.25 か月に引き下げるものでございます。

特定任期付職員にあっては、1.7 月分から 1.65 月分に引き下げるものでございます。

本条例第 2 条におきましては、職員の令和 3 年度以降の 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月

分とするものでございます。

特定任期付職員にあっては、1.675 月分とするものでございます。

なお、施行日は令和 2 年 12 月 1 日といたしております。ただし、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日といたしております。

次に、議案第 90 号は特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、本条例第 1 条におきまして特別職の職員の令和 2 年 12 月期の期末手当の支給割合を 2.025 月分から 1.975 月分に引き下げるものでございます。

本条例第 2 条におきましては、特別職の職員の令和 3 年度以降の 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給割合をそれぞれ 2.0 月分とするものでございます。

本条例第 3 条におきましては、議会議員の令和 2 年 12 月期の期末手当の支給割合を 2.025 月分から 1.975 月分に引き下げるものでございます。

本条例第 4 条におきましては、議会議員の令和 3 年度以降の 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給割合をそれぞれ 2.0 月分とするものでございます。

なお、施行日は令和 2 年 12 月 1 日といたしております。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日といたしております。

次に、議案第 91 号、摂津市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例制定に件でございます。

本件は、地方税における延滞金の割合等に合わせ、市の歳入に係る延滞金に関する規定の整備を行うため所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、本条例第1条におきまして、地方自治法第231条の3の規定に基づく市の収入金、以下諸収入金と申しますが、これに係ります延滞金の年14.6%の割合及び7.3%の割合について、当分の間、各年の延滞金特例基準割合、これは平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合を言いますが、年7.3%の割合に満たない場合には、その年においては年14.6%の割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とするものでございます。

そのほか、地方税法における延滞金に関する規定に合わせ、諸収入金に係る延滞金に関する規定について字句等の整備を行うものでございます。

本条例第2条から第4条までにおきましては、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料及び介護保険料に係る延滞金の割合の特例について、地方税法の改正に合わせ、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改める等の所要の規定の整備を行うものでございます。

本条例第5条におきましては、都市計画下水道事業受益者負担金に係る延滞金の年14.5%の割合について、納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.25%の割合とするものでございます。

また、延滞金の年14.5%の割合及び年7.25%の割合については、当分の間、

各年の延滞金特例基準割合が年7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては年14.5%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合として、年7.25%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とするものでございます。

そのほか、地方税法における延滞金に関する規定に合わせ、受益者負担金に係る延滞金に関する規定について字句等の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和3年1月1日としております。

次に、議案第92号は摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、厚生労働省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、居宅介護支援事業所の管理者となる者は令和3年4月1日以降は主任介護支援専門員でなければなりません、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合には介護支援専門員を管理者とすることができることとするものでございます。

また、令和3年3月31日において、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することとするものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。ただし、一部の規定は令和３年４月１日といたしております。

次に、議案第９３号は摂津市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、道路交通法の改正に伴い同法の引用箇所の変更、その他、字句の整備を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第９４号は摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、摂津市企業立地等促進条例の有効期限を令和８年３月３１日まで延長するため所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第９５号は摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、急速充電設備の全出力の上限を２００キロワットまで拡大するとともに、急速充電設備の機器本体、コネクタ、充電用ケーブル、開閉器及び蓄電池について、火災予防上必要な措置を定めるものでございます。

なお、施行日は令和３年４月１日といたしております。

次に、議案第９６号は指定管理者指定の件、摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書

センターの件でございます。

本件は、摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センターの指定管理者として株式会社図書館流通センターを指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、株式会社図書館流通センターの主たる事務所の所在地は東京都文京区大塚三丁目１番１号で、代表者は代表取締役細川博史でございます。

指定の期間につきましては、令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの３年間といたしております。

次に、議案第９７号は指定管理者指定の件、摂津市立別府コミュニティセンターの件でございます。

本件は、摂津市立別府コミュニティセンターの指定管理者として一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所の所在地は摂津市香露園３番１９号で、代表者は理事長藤井智哉でございます。

指定の期間につきましては、令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの３年間といたしております。

次に、議案第９８号は豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件でございます。

本件は、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会を設置することに関し、豊

中市・吹田市・池田市及び箕面市と協議することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協議会の規約の主な内容といたしましては、協議会は関係市の消防本部の管轄区域に係る災害通報の受信、出場指令、通信統制、情報の収集伝達、関係機関との連絡調整等の関する事務並びにこれらに必要な設備及びシステムの管理、整備等に関する事務を管理し、及び執行するをすることといたしております。

また、協議会は会長及び委員4人をもって組織し、会長は関係市の消防長の職にある者のうちから関係市の長が協議して選任し、委員は関係市の消防長の職にある者のうち、会長以外の者をもって充てることとしております。

そのほか、協議会の事務に関する費用につきましては関係市が負担し、その負担すべき額は協議会が定める負担金割合によることとしております。

なお、協議会規約の施行日は令和3年2月1日といたしております。

最後になりましたが、議案第99号は吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の廃止に関する協議の件でございます。

本件は、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会による消防通信指令事務の開始に伴い、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会を廃止することに関し吹田市と協議することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、協議会規約を廃止する規約の施行日は令和6年4月1日といたしております。

以上、令和2年第4回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席をいただいて結構でございます。

暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時26分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

それでは、認定第1号、令和元年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。

牛渡局長。

○牛渡事務局長 それでは、認定第1号、令和元年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、議会費に係ります部分について、決算書に基づき説明させていただきます。

まず、歳入ですが、一般会計歳入歳出決算書の65ページの款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入は、議会事務局分として議員個人や会派など一同名で発信いたしました電報代による私用電話使用料と各会派が使用されました電子複写機使用料でございます。

次に、歳出につきましては、72ページから75ページの議会費で、予算現額2億7,487万1,000円に対しまして、支出済額は2億7,065万2,801円で、執行率は98.5%となっております。

その主な内容といたしましては、72ページの款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬は議員報酬でございます。

前年度に比べ、5.2%、638万5,

482円の減少となっております。

主な要因といたしましては、平成31年3月に議員の失職があり、平成31年度は議員数が18名となったため、前年度より減少したものでございます。

節3職員手当等のうち、議員期末手当は、前年度に比べ5.2%、260万100円の減少となっております。

これにつきましても、議員数が減少したことによるものです。

次に、節4共済費のうち、議員共済給付費負担金は、総務省から示された算定方法に基づき、本市の場合、平成31年4月1日現在における標準報酬月額54万円に、同じく平成31年4月1日現在における議員数18人の12か月分に改正省令で定める負担金率100分の36.9を掛けて算出しております。

その下、議員共済事務費負担金は、市議会議員共済費に支払う事務負担金で、平成31年4月1日現在の議員定数19人分で、議員一人当たり年額1万3,000円でございます。

節7賃金は、議長公用車運転手に係る賃金でございます。

節8報償費は、友好都市から摂津市への訪問時や友好都市への訪問時などの記念品代及び手話通訳者派遣費です。

令和元年度におきましては、令和元年9月25日（水）に友好都市でありますオーストラリアのバンダバーグ市が本市へ訪問された際、記念品といたしまして、摂津優品（せっつすぐれもん）の男十撫（おとな）せっけんを購入させていただいたものでございます。

節9旅費のうち、費用弁償は、全国市議会議長会総会、全国高速自動車道市議会協議会定期総会などへの出席、並びに、先進

市行政視察における3常任委員会18人分、及び議会運営委員会の正副議長を含めた8人分の費用弁償でございます。

また、普通旅費は随行事務局職員の旅費でございます。

3常任委員会と議会運営委員会の視察先でございますが、総務建設常任委員会が熊本県宇土市と佐賀県佐賀市で、お一人当たり5万3,000円、文教上下水道常任委員会が千葉県我孫子市と埼玉県戸田市で、一人当たり4万2,570円、民生常任委員会が、東京都足立区と群馬県前橋市で、一人当たり5万590円、議会運営委員会が、愛知県尾張旭市と愛知県豊明市で、一人当たり2万6,420円の支出でございました。

次に、節10交際費は、主に議長公務に伴う会費等の経費や行政視察時の手土産代などでございます。

行政視察時の手土産代といたしましては、先ほど申し上げました3常任委員会と議会運営委員会の視察先である8市への訪問時の費用でございます。

節11需用費における消耗品費の主なものは、官報をはじめ専門誌や新聞代、定期購読の機関誌、また、コピー用紙やプリンタートナーなどに要した経費でございます。

食糧費は、来客時のお茶、コーヒーなどの賄いに係る費用でございます。

印刷製本費は議会だよりの発行に係る経費や議会応接室に掲げております議長用写真のデジタルプリント代でございます。

修繕料は、議会事務局で使用するプリンターなどの修繕に係る経費でございます。

節12役務費、通信運搬費は、議会事務局で使用しております携帯電話の通話料、

手数料は議長室のテーブルクロスのカリーニング代、筆耕翻訳料は本会議での速記、そして各委員会、協議会などにおける音声反訳料でございます。

前年度に比べ、36.2%、70万4,706円の増加となっております。

主な原因といたしましては、筆耕翻訳委託料のうち、速記料に係る1時間当たりの単価が2,800円増加したことによるものです。

節13委託料、会議録検索システムデータ更新等委託料は、市議会ホームページや庁内ランのインターネット系から閲覧できます定例会や各委員会の会議録検索システムのデータ更新に係るものでございます。

同じく議会ホームページ改修委託料は、元号の改正に係るシステムの改修経費でございます。

同じく議会映像配信委託料は、市議会ホームページから本会議での議論の様子をインターネット配信、及び録画配信で視聴できる映像配信システムの運営管理業務委託料でございます。

次に、74ページ、節14使用料及び賃借料は事務局内の電子複写機レンタル料でございます。

節18備品購入費のうち、庁用器具費は、議会事務局で従前から使用しておりますカラープリンターが故障により使用不可となったため、新たにカラープリンターを購入いたしました経費でございます。

同じく図書購入費は議会図書室用の図書の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、政務活動費につきましては、執行がございませんでしたので決算書に記載がありません。

最後、各種の負担金についてであります。全国市議会議長会は、全国815市の議長により組織され、地方自治の拡充に関し関係方面に反映させるための措置を行い、とりわけ、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会と合わせた地方6団体の一つといたしまして、内閣に対して意見の申出、国会に対して意見書の提出を行う全国的連合組織でございます。

その下、近畿市議会議長会は、全国市議会議長会を9ブロックに分けた1ブロックとして位置づけられており、2府4県111市の議長により組織され、全国市議会議長会が行う措置の近畿部会として意見の集約を図る組織でございます。

また、近畿地方独自の地方自治の拡充に関し関係方面に反映させるための措置を行う組織でございます。

大阪府市議会議長会は、近畿市議会議長会を構成する2府4件6団体の一つとしての位置づけで、大阪府内33市の議長団により組織され、近畿市議会議長会が取りまとめる大阪ブロックの意見を集約する組織でございます。

北摂市議会議長会は、大阪府市議会議長会を4ブロックに分けた1ブロックとしての位置づけであり、7市の議長団により組織され、大阪府市議会議長会が取りまとめる北摂ブロックの意見の集約を図る組織でございます。

また、先進市の海外視察や各市議会間の情報交換、制度運営に関する調査を行う組織でございます。

その下、全国高速自動車道市議会協議会は、高速自動車道の建設促進と料金制度や防災、安全対策など、高速道路の諸情勢や通過市共通の問題を総合的に調査・研究し、

その解決を図るため、関係方面に要請などの措置を行う組織で、令和2年4月現在、全国323市が加盟しております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、質問させていただきますと思います。

まず1点目は、議会だより発行事業に関わってなんですけれども、昨年議会だよりの編集委員長もやらせていただいておりますが、委員の中からですね、議会だよりの紙面の充実をというふうなことの意見も出されてまして、具体的には、一般質問等でやり取りする分の書ける文字数がやっぱり少ないから、もう少しページ数をふやせたらどうなのかというふうな意見でした。

ただ、ページ数をふやすとなると、費用に関わってくるものなので、それは編集委員会の中ではなかなか決められることではないですねというふうなことでですね、予算や決算に係る審査のほうに持ち越すべきだというふうなことで、そのときにはそうなっているんですけれども、今回、決算を見ておきますと、決算額で残額も出ております。

仮にページ数を1枚ふやすというふうなことになったときに、費用的にはどれぐらいの差が出るのかというふうなことでですね、分かれば教えていただきたいと思います。

次にですね、議会ホームページに関わっています。

議会ホームページ改修委託料というふうなことで執行されてます。また、議会映

像配信の委託料というふうなところも項目としてあるわけですが、もし分かればなんですけれども、その議会ホームページのアクセス数などが分かればお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、最後、議会事務局の体制に関わってなんです、人件費事業のところは人事課の所管になりますので、ここで聞いても答弁はなかなか難しいと思うので、意見だけ述べさせていただきますんですが、平成30年度の決算の際には議会事務局の一般職職員の数は8名おりました。

今回、令和元年度の決算審査をしているわけなんですけれども、ここでは議会事務局の職員の数は5名ということで、3名減っております。

人事課のほうに事前に聞いておるんですけれども、昨年度入っていた参与の人件費、それから大阪府市議会議長会のために事務でお手伝いいただいている非常勤職員の人件費、これはそれぞれ人事課のほうで持っているので、ここの議会費のところには表れてきませんよというふうなことで説明を受けました。

平成30年度の際には、職員の中で育児休業であったり病気休暇であったり、そういうふうなことで、実際には7名ほどが年間通していて、昨年も7名というふうなことだったので、それほど大きな人員の変化ではなかったかなというふうに思うんですが、今年度に入って見たら5名しかやっぱりいないというふうなことから、この議会事務局の体制が、やっぱりいろいろな事務とかにも表れてきているんじゃないのかなと。

例えば、会議録のホームページへのアップがなかなか昨年進まなくていろいろと不都合もあったというふうなこともあり

ますし、今年度、これから以降の分でも、いろいろやっぱり議会改革のために進めていかないといけないような、そういう話し合いや資料集めやそんなことも含めて、やっぱり必要な人員というのは確保していかなければならないというふうなことが課題としてあるというふうに思います。

これは答弁は結構ですので、意見として、やっぱり議会事務局の体制をしっかりと拡充していかないことには議会機能の中にも問題が出てくるというふうなことでですね、ぜひ、その点はしっかりと声を上げていていただきたいなというふうに思います。

以上、答弁2点お願いします。

○渡辺慎吾委員長 その最後の弘委員からの要望ですけど、全く私も同意見でして、やっぱり必要な、事務局としても人員を確保するという、これ、最善の努力をしてもらいたいし、要望してもらいたいんですよ。

やっぱり人員が減るということは、議会事務局の力とか、そういう能力が減るというふうに思いますので、私も弘委員には全く同感ですので、その辺のこと要求をお願いしたいと思います、人員の確保のね。

それでは、2点について答弁いただきたいと思います。

溝口局次長。

○溝口事務局次長 それでは、弘委員からのご質問2点についてご答弁させていただきます。

まず、議会だより発行事業に関しましての今後の紙面の充実にあたってですね、ページ数をふやした場合の費用というような件についての質問でございますけれども、現在ですね、印刷製本費として、8ページの場合、単価といたしましては16.

25円、増刷した場合は、12ページの場合につきましては、単価22.8円で予算のほうを計上させていただいております。

今後ですね、この分のページ数をふやしていくということになりますと、ちょっと今、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、業者のほうとまた調整、確認いたしまして、紙面の充実を図る場合にはどれぐらいの費用が今後必要になってくるかということにつきまして検討してまいりたいと考えております。

また、その場合ですね、今年度から全戸配布という形に変えさせていただいておりますので、そちらについても影響が出てくるものと考えておりますので、そちらについても併せて協議、検討する必要があるかと思っております。

続きまして、委託料についてのご質問でございます。

ホームページへのアクセス数がどのくらいあるかというようなお問い合わせですが、こちらにつきましては、現在、事務局におきましては記録確認できておりませんので、これは委託業者のほうで記録が出ると思いますので、そちらのほう、今後確認いたしまして、また、数字のほうをお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 弘委員、いいですか。

○弘豊委員 はい、分かりました。

そうしましたら、議会だよりの件なんですけれども、この点については、これまで取っている予算取りの範囲の中ではなかなかそのページ数をふやすというふうなところには至らないというふうなことです。

ただ、意見として、今後継続してそうい

った紙面の充実なんかも検討していきたいというふうな、そういったことも議会だよりの編集委員会の中でちょっと話になっているので、今後、また検討していった、必要であれば、また、予算の拡充もお願いしたいというふうにお願いしたいと思います。この点については結構です。

それと、ホームページへのほうなんですけれども、これは実際見ておられる方から少し意見を頂戴しているんですけれども、なかなか、今、コロナ禍で傍聴も遠慮してほしいというふうなことでアナウンスしている関係もありますから、やっぱりリアルタイムで見て、やっぱりその中身がよりよく分かるような、そういう工夫というのも要るというふうに思うんですよ。

その中の一つとして、理事者の答弁が、1回目の質問のときなんかだったらずっと長いこと続いたりしますよね。そのときに、今、誰の質問をやっているのかというふうな、そこが分からないというふうなことでですね、ずっと聞いて、それで質問に変わったときに、ようやく、ああ、この人のところかと、どこまで、今、議事が進んでいるのかと、そこで分かるというふうなことなので、できれば、理事者が答弁しているときに誰その質問というふうなことが字幕で出てたら、その今の議会の進行具合というのが分かるというふうなことで、そういう工夫がしてもらえたらなというふうなことが一点。

それと、もう一つは採決の際なんですけれども、賛成、反対というふうなことで賛否の決を採ったときに、一瞬だけぱっと議場のほうにカメラが向くんですが、賛成多数というふうなことが出たときに、賛成が何人、反対が何人とかいうふうなそのところが分からない、誰が賛成したのか、誰

が反対したのか分からない。そのところまではなかなかその場で記すのは難しいにしても、ぱっと画面を、賛否の数字っていうふうなところを映すことができないのになっていうふうな、そういったことが意見としてありましたので、もし、すぐできるようだったらやっていただきたいなというふうに思いますし、また、ちょっと技術的な問題、課題があるようでしたら、また、今後検討していただいて、そういった声にも応えられるように考えていただけたらなというふうに思います。

これも要望としておきますので、答弁のほうは結構です。

○渡辺慎吾委員長 アクセス数の件なんですけど、弘委員がおっしゃったんですけど、我々の立場としたり、どのぐらいのアクセスがあるかということも非常に興味があると思いますし、そういう点も、もし、そういう公開できるようでしたら教えていただきたいと思いますので、要望なんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号、所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○渡辺慎吾委員長 委員会を再開します。

それでは、第4回定例会の審議日程及び議会日程について事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、第4回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページ目の審議日程につきましてご説明させていただきます。

会期は、11月30日から12月17日までの18日間でございます。

本会議初日の11月30日は、閉会中の継続審査となっていました案件の委員長報告、採決、そして、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

12月1日が文教上下水道及び民生常任委員会、2日が総務建設常任委員会と常任委員会予備日、3日が常任委員会予備日でございます。

また、2日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

14日が議会運営委員会、16日は本会議で一般質問、17日の本会議では、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、17日の本会議終了後に開催いただく議会運営委員会は、次の第1回定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

審議日程についてご説明申し上げます。

まず、11月30日につきましては、日

程1が会期の決定、日程2は、認定第1号から認定第8号で、委員長報告を受けた後、討論、採決でございます。

この8件を採決グループごとにまとめるように順序を並べ替えて備考欄に、一括起立採決、あるいは一括簡易採決と記載いたします。

先ほどの協議会での態度表明を基に整理いたしますと、日程第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第7号及び認定第8号は一括起立採決、認定第5号及び認定第6号は一括簡易採決となります。

日程3は、議案第82号など16件で、提案理由の説明を受けた後、所管の委員会に付託となります。

日程4は、議案第89号など2件で、一括上程し、即決でございます。

日程5は、議案第81号で、上程の上、即決でございます。

次に3ページをご覧ください。

12月16日については、一般質問でございます。

17日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第82号など委員会付託案件の16件を一括上程の上、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会及び議会運営委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第82号、令和2年度一般会計補正予算(第8号)について付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○渡辺慎吾委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでございます

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 はい。それでは、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

次に、本委員会の冒頭で確認させていただきました、議会運営における新型コロナウイルス感染症対策について協議をさせていただきます。

本市議会としましては、これまでマスク着用、手指のアルコール消毒、扉や窓を開けての換気などの対策を講じてきたところです。

この感染症については、現在、第3波が到来していると言われる状況下において、近隣他市の議会においても対策が講じられている状況も見受けられますことから、本市議会においてもさらなる対策を講じるべきかと協議させていただきたいと思いをします。

それでは、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、事務局から説明をお願いします。

溝口局次長。

○溝口事務局次長 それでは、コロナ禍における議会運営につきまして、現状のまず取り組みについて、本市での取り組みについて簡単にご説明をさせていただきたいと思いをします。

まず、今、本会議場におきましては、出入口での手指消毒の徹底、また、議場の議員出入口扉を開放いたしまして、周辺通路の窓を開けることにより外気を取り込むことで空気の循環をつくってございます。

また、出席者全員のマスクの着用、こち

らにつきましては、傍聴者にもご協力をいただいております。

また、議員につきましては、発言時にマスクを着用したままで発言をしていただいております。

また、傍聴席につきましても、適宜空席を設けまして、密にならない環境をつくっております。

委員会室におきましても、同様でございますが、手指消毒の徹底、また、マスクの着用、あと、出席者を管理職以上にすることで、必要最小限での人数で対応されるよう、議長からも理事者に対して要請をしております。

北摂各市の状況でございます。

お配りさせていただいております資料についてでございますが、大きくは三つの対応をしております。まず、本会議場へのアクリル板の設置について、こちらにつきましては、箕面市と本市以外につきましては、現在、設置をされておるということを確認しております。

また、設置場所につきましては、各市で異なっておりますが、理事者席のみ、また、演壇、議長席と演壇という形で各市によって対応は異なっておるということを確認させていただいております。

次に、出席者の制限についてでございますが、こちらにつきましては、池田市、箕面市、本市が現在対策を行っておりませんが、その他の市につきましては、例えば豊中市でありますと適宜離席を可能としております。

また、その他の3市につきましては、開会時や採決時を除き、一部は会派控室で待機をしておりますということを確認しております。

理事者につきましては、池田市と茨木市、

本市が対策を実施しておりませんが、それ以外の市につきましては、必要最低限、説明者等での出席という対応を行っておりと確認しております。

次に、審議の短縮についてでございますが、豊中市、池田市、箕面市、本市が対策を実施しておりませんが、それ以外の3市につきましては、質問の割当時間及び質問日数も減らして短縮を行う。また、茨木市については質問時間を減らして短縮を図っておるということを確認しております。

その他の対応状況でございますけれども、適宜休憩及び換気を行っているところや、傍聴を控えていただくよう協力を求めているところ、また、本市のように、傍聴席数を減らしているところも3市ございます。

このような状況を近隣の北摂各市で確認をさせていただいております。

今後の改善案ということで、今、事務局案として考えております点について説明をさせていただければと思いますけれども、例えば、先ほども他市で実施しております、アクリル板の設置について、議長席、質問者席、演台前、この3か所にアクリル板を設置することはどうかということを検討させていただいております。

また、議場の議員出入口の扉については、閉鎖をしますが、例えば、議場後方の傍聴者の裏側にあります扉を開放いたしまして、また、周辺通路の窓を開けることによりまして外気を取り込み空気の循環をつくるということも実施したいと考えております。

また、これから寒い時期に入りますので、出席者につきましては、ひざ掛け等の防寒対策を適宜行っていただくということで、寒さを防いでいただくという

ことや、発言時につきましては、長時間マスク着用で息苦しくなるといったお声もお聞きしておりますので、例えば、マスクに代わりましてマウスシールド、透明で表情も映像配信等でも見ていただけるというようなことも検討しておるところでございます。

今申しましたのは本会議場での改善提案ということになりますけれども、委員会室におきましても、例えばおおむね1時間を目安に換気のために5分程度の休憩時間を設けるといったことや、理事者と委員との間隔が狭いということもございまして、可動式の仕切り板といったものの設置も検討する必要があるのかなと考えております。

あと、例えば、特に総務建設常任委員会で申しますと、理事者側の出席者が多いということもございまして、現在、2班編制で実施しておりますけれども、これを例えば3班編成にいたしまして審議を行うといったことも検討が必要かと思っております。

以上、現状と改善案の提案ということで事務局としての説明とさせていただきますので、ご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 説明がありましたが、委員長の意見ですけど、これ、皆さん、新型コロナウイルス感染症については素人ですよね、そこでいろんな議論をしてもやっぱり限界があると思うし、事務局のやっぱり予算やら、それからうちの市のキャパがあるわけですから、その辺の点は、議長団やら委員長団、それから事務局サイドで一遍きちっと議論しながら、そのうえでつくり上げていきたいなというふうになるので、それでよろしいですかね。委員の皆

さん、どうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 当然、議長団、委員長団、そして事務局サイドで、他市の今説明があった取り組みの事例も踏まえて、一応やってみて、それで何か問題があるようでしたら、ちょっとこうしたほうがいいのかと違うかというのがあったら、また、やっていく。

それでやってみて、何かもう一つプラスしたほうがいいのかというふうなものがあったら、また、それも改善していくという方向でいきたいと思いますので、それでご了承をお願いしたいなと思うんですけど、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 はい。それでは、議会運営における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、本日決定いただいた内容で実施していくこととしますので、よろしく願いいたします。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時5分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 渡 辺 慎 吾

議会運営委員 塚 本 崇